

平成 24 年 5 月 14 日

厚生労働大臣  
小宮山洋子様

## 平成 25 年度厚生労働省関係予算要望重点事項

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク  
理事長 市川 宏



発達障害児・者に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援の充実のための諸施策を推進してください。まずは、自立支援法改正法、障害者基本法で書かれた理念を実際の施策に反映させてください。

### I. 予算要望

1. 発達障害を今後の障害児者福祉政策を検討するあらゆる場での検討課題とすること。
  - (1) 地方公共団体に対する発達障害児者の理解と支援の必要性の周知
  - (2) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
2. 発達障害の早期発見・早期支援の実現
  - (1) 地域において身近で敷居の低い相談支援機関の設置
  - (2) 乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発・拡充
  - (3) 地域における早期支援体制の拡充
    - ・幼稚園教諭、保育士、保健師等への発達障害等に関する研修の充実
  - (4) 地域の専門機関に専門職を配置し、子どもたちの生活の場所（保育所（園）、幼稚園等）へ支援が届く体制の確立（専門職巡回支援等）
  - (5) 児童発達支援センター等への専門職の配置拡充と積極的活用
3. 発達障害者の地域支援体制の拡充
  - (1) 発達障害支援センター事業の拡充
    - ・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善
    - ・職員の専門性の水準向上のための研修等の拡充
    - ・発達障害者支援センターと地域の他機関との連携システムの強化
  - (2) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
    - ・アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
    - ・情報弱者に対する ITC などによる情報アクセス保障
    - ・「個別の支援計画」「支援シート」等の作成段階からの専門職の活用
  - (3) 発達障害情報・支援センターの情報発信機能の充実
  - (4) 保育所（園）から学校教育への移行において、情報を引き継ぎできる仕組みの充実
    - ・発達障害に関わる専門職による地域機関への巡回支援のより一層の拡充

4. 発達障害児者への家族支援と本人支援の地域での提供
  - (1) 個別の支援計画ないし支援シートの活用
  - (2) ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援
  
5. 成人期の発達障害者への支援の充実
  - (1) 成人の発達障害のある人と家族の実態調査の実施
  - (2) 地域における相談支援体制の拡充
  - (4) グループホームの拡充、グループホームに対するバックアップシステムの拡充
  - (5) 成人の発達障害者の居場所づくりと生きがいくりに対する支援体制の整備
  - (6) 強度行動障害者等が入居している発達障害者・知的障害者施設への支援拡充
  
6. 発達障害の専門的人材の育成と、専門職の積極的な活用
  - (1) 各種の専門職の多層構造化等による体系化
  - (2) 専門性や経験に応じた処遇体系の改善
  - (3) 長期的な視野に立った、専門的人材の育成と配置
  - (4) 発達障害の支援を充実するための研究体制の充実
  
7. 障害者雇用の更なる推進
  - (1) 雇用条件や内容について合理的な配慮をし、本人のQOLにあったものであること
  - (2) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）
  - (3) 公的機関における発達障害者の雇用促進
  - (4) ハローワークや関係機関、企業等に対する発達障害支援の周知
    - ・発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
  - (5) 発達障害者に対する職業訓練の推進
    - ・一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースの増設
    - ・発達障害に対応した職場実習制度の充実
  - (6) 就労支援、就労継続促進に対応できる発達障害の専門職の活用
  - (7) 就職チューター等のコーディネーター的人材のハローワークへの配置の拡充
  - (8) 発達障害者の雇用促進モデル事業の拡充
    - ・発達障害者の雇用促進モデル事業の量的拡充、就労状況調査結果の集約・還元
  
8. 医療制度の中での発達障害医療の充実
  - (1) 発達障害に対する医療に関する保険点数の適正化
  - (2) 発達障害に対する診断、薬物治療等に対応できる医療機関を、各地域に計画的に設置
  - (3) 発達障害者の妊娠・出産、障害をもつ子どもとその家族等、周産期における支援体制の整備
  - (4) 発達障害に関する保護者からの発達・育児相談に関する、専門職種（心理士等）の対応への保険点数の加算

#### 9. 被災地支援

発達障害についての支援体制が脆弱なところで問題が露呈しています。

被災地の復興に向けての長期にわたるより一層の支援をお願いします。

- ・発達障害情報・支援センターにおける発達障害対応災害支援マニュアルの作成

## 10. 厚生労働省内の体制の強化

発達障害対策専門官の増員をお願いします。

## II. 中長期的な課題に対する要望

発達障害を障害者福祉関連法規や支援制度の中で明確に位置づけること

- (1) 発達障害当事者や家族、関係者の声を、障害児者福祉政策に反映させること
- (2) 障害者総合支援法(仮称)などの障害者福祉の基本となる法律における明文
- (3) 障害者雇用促進法における障害者の定義について、障害者基本法に準じて発達障害を明記する。
- (4) 障害者の生活の安定を目的とした特定贈与信託の対象を、特別障害者だけでなく、発達障害を含む障害者枠に拡充すること
- (5) 親亡きあとの支援として、成年後見制度の体制整備を推進すること

以上